

## 平成26年御嵩町議会第2回臨時会会議録

1. 招集年月日 平成26年4月28日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成26年4月28日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
  - 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第8号））
  - 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の制定）
  - 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）
  - 議案第26号 平成26年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について
  - 議案第27号 工事請負契約の締結について

## 議事日程第1号

平成26年4月28日（月曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程及び提案理由の説明 5件

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第8号））

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の制定）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）

議案第26号 平成26年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について

議案第27号 工事請負契約の締結について

日程第4 議案の審議及び採決 5件

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第8号））

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の制定）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）

議案第26号 平成26年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について

議案第27号 工事請負契約の締結について

日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

---

## 出席議員（12名）

議長 加藤保郎	1番 高山由行	2番 山口政治
3番 安藤雅子	5番 柳生千明	6番 山田儀雄
7番 伊崎公介	8番 植松康祐	9番 大沢まり子
10番 岡本隆子	11番 佐谷時繁	12番 谷口鈴男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡邊公夫	副町長	瀬瀬久美
教育長	高木俊朗	総務部長	寺本公行
民生部長	田中康文	建設部長	奥村悟
企画調整 担当参事	葛西孝啓	教育参事兼 学校教育課長	田中秀典
総務防災課長	山田徹	企画課長	各務元規
税務課長	若尾要司	保険長寿課長	加藤暢彦
上下水道課長	亀井孝年		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	小木曾昌文	議会事務局 書記	渡辺一直
--------	-------	-------------	------

## 開会の宣告

議長（加藤保郎君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しています。したがって、平成26年御嵩町議会第2回臨時会は成立しましたので、開会をいたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、お願いします。

招集者、町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

連休の真っ最中ということで、本来、挟み将棋でいえばきょうは色が変わるというような日ではないのかなというふうには思うんですけども、昼間、いろんな楽しみもありながら、議会の皆さんには大変忙しいところではありますが、本日、臨時会に御参集いただきましてまことにありがとうございます。

本日の議案は承認3件、議案2件であります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（加藤保郎君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

---

## 会議録署名議員の指名

議長（加藤保郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 高山由行君、2番 山口政治君の2名を指名します。

---

## 会期の決定

議長（加藤保郎君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、4月24日の議会運営委員会で本日1日と決めていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

---

### 議案の上程及び提案理由の説明

議長（加藤保郎君）

日程第3、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本臨時会に提案されました承認第1号から承認第3号までと、議案第26号及び議案第27号の5件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

承認第1号 平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて、議案第26号 平成26年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 山田徹君。

総務防災課長（山田 徹君）

おはようございます。

それでは、初めに承認第1号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

議案つづりの1ページをお願いいたします。

平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法第179条第1項により平成26年3月31日付で専決処分を行いましたので、その報告を行い、承認を求めます。

別冊の平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）の表紙をめくっていただき、1ページをお願いいたします。

この補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に1億487万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を66億3,675万7,000円とする旨規定しています。

各款項ごとの補正額につきましては、2ページ及び3ページ掲載の第1表 歳入歳出予算補正によります。

歳入について説明いたしますので、6ページをお願いいたします。

6ページの款02地方譲与税から8ページの款11交通安全対策特別交付金までは、平成25年度の交付金確定に伴い、それぞれ増額または減額をするものであります。

中でも 8 ページの款10地方交付税は、国の補正予算により増額され、普通分で228万7,000円を、また特別分は環境モデル都市推進経費などの特殊財政事情を要因とし、7,514万3,000円をそれぞれ増額しています。

次に、歳出の説明ですので 9 ページをお願いいたします。

款02総務費、款01の総務管理費ですが、目14の財務調整基金積立金には8,812万7,000円、また目20の庁舎整備基金積立金に1,675万円を増額するものです。

以上で承認第 1 号の説明を終わります。

続きまして、議案第26号 平成26年度御嵩町一般会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。

別冊の平成26年度御嵩町一般会計補正予算（第 1 号）の表紙をめくっていただき、1 ページをお願いいたします。

第 1 条で歳入歳出予算のそれぞれに1,200万円を追加し、予算総額を67億4,200万円とする旨規定しています。

各款項ごとの補正額は、第 1 表 歳入歳出補正予算として 2 ページに掲載しています。3 ページからは事項別明細書となります。

今回の補正は、法人町民税の還付を早急に処理する必要が生じたために、歳入歳出それぞれについて増額するものです。

4 ページをお願いいたします。

まず歳入からですが、款18繰入金の目01財政調整繰入金は、財源調整のために1,200万円を増額補正いたします。

また、歳出に参りまして、款02総務費においては過誤納金還付金を同額1,200万円増額計上するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### 議長（加藤保郎君）

続きまして、承認第 2 号 御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて、朗読を省略し説明を求めます。

税務課長 若尾要司君。

#### 税務課長（若尾要司君）

おはようございます。

それでは、恐れ入りますが、皆様方のお手元の議案つづり 2 ページをお願いいたします。

承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第 1 項の規定

により平成26年3月31日付の専決第2号で専決処分を行いましたので、御報告申し上げ、承認を求めるものでございます。

議案つづりの3ページから4ページに御嵩町町税条例等の一部を改正する条例を示してございますが、恐れ入りますが、資料つづり1ページの御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の概要で御説明を申し上げますので、よろしくお願いたします。

今回の条例等の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布、施行されたことに伴い、御嵩町町税条例の関係部分、附則の部分について所要の改正を行ったものであります。

主な内容でございます。1つ目として、耐震改修をした既存建築物の固定資産税の減免措置が創設されたことにより、町税条例の附則第9条の3に第9項として、減免措置の適用を受けようとする者がすべき申告に係る規定を設けるものでございます。

その他の項目でございますけれども、2つ目として、肉用牛売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の適用期間を、平成27年度となっておりましたものを平成30年度まで3年間延長するもので、町税条例附則第7条第1項の部分改正になります。

次に、優良住宅地造成等のための土地等の譲渡に係る長期譲渡所得に係る町民税の課税特例期間が、平成26年度までであったものを平成29年度まで3年間延長するもので、町税条例附則第16条の2の第1項、第2項の部分改正となります。

次に、旧民法第34条の法人から移行した一般社団法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告について定めた町税条例附則第20条関係についての改正となります。旧民法から移行した法人に係る移行期間中の非課税措置が廃止される法改正に伴いまして、規定の明確化と法附則の条ずれによる調整を行ったものでございます。

その他でございますけれども、町税条例中、課税標準の細目を定めた規定が細かく書いてございますが、そちらにつきましてはその他法に譲るということで、条例上からは削除させていただいておるところでございます。これらにつきましては施行期間を平成26年4月1日から、適用については平成26年度分以降の個人の町民税及び固定資産税から適用するものとなっております。

なお、今ごらんいただいております概要の次のページ、資料つづりの2ページから11ページにかけて、今ざっと御説明申し上げました新旧対照表が掲載してございますので、お目通しをお願いしたいと思います。

以上で承認第2号の説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

**議長（加藤保郎君）**

続きまして、承認第3号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処

分の承認を求めることについて、朗読を省略し説明を求めます。

保険長寿課長 加藤暢彦君。

#### 保険長寿課長（加藤暢彦君）

おはようございます。

それでは、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて御説明をさせていただきます。議案つづりの5ページをお願いいたします。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により平成26年3月31日専決第3号で専決処分を行いましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

今回の改正は平成26年度税制改革大綱に基づき、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日に交付されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、資料つづりの12ページの新旧対照表にて説明をいたします。

表の左側が改正後、右側が改正前でございます。アンダーラインの部分が改正する箇所でございます。改正内容といたしましては、第2条の課税額では国民健康保険税の税額を算出するために構成している内容について記載されております。第3項は、そのうち後期高齢者支援金等課税額の限度額が、改正前では14万円であったものが16万円となり、限度額が2万円の増となります。第4項は、同様に介護納付金課税額の限度額が改正前では12万円だったものが14万円と、同じく2万円の増となったものでございます。第3項、第4項で合わせて限度額が4万円の増額となるものでございます。つまりは、従来1年間の国民健康保険税の限度額が77万円だったものが81万円になるということでございます。

第18条下段のところでございますが、地方税法施行規則が改正されたため、条ずれを起こしたための改正でございます。

引き続き13ページをお願いいたします。

第23条は、国民健康保険税の減額についてうたっております。

同条本文については、この次の1号から第3号までの規定により2割・5割・7割軽減の軽減について規定されておりますが、軽減を受ける被保険者におきましても、先ほど説明しました第2条の限度額が適用されるため、同様に改正をしております。

後期高齢者支援金等課税額は14万円から16万円、介護納付金課税額は12万円から14万円にそれぞれ2万円増額をいたします。

第2号においては、国民健康保険税の5割軽減を規定しております。改正前では、当該納税義務者である、つまりは世帯主は、保険税算定となる軽減の対象となっておりませんでした。今回の改正で国保加入者である世帯分も軽減対象の算定基礎に含まれることとなることを規定

しております。第2号の3行目の記載にあります1人当たり24万5,000円分、軽減対象の枠が拡大されました。この改正によりまして、これまで5割軽減に該当しなかった国保加入者である1人世帯についても、所要要件に該当すれば5割軽減をすることができるようになりました。

第3号は2割軽減を規定しております。改正前は基礎控除である33万円に被保険者1人当たり35万円が加算されていた額が基準額となっておりましたが、改正によりまして1人当たり45万円が加算される額となりました。

なお、この条例の施行日は平成26年4月1日からでございます。

経過措置といたしまして、改正後の条例の規定は平成26年度以降の国民健康保険税について適用するものでありまして、平成25年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものでございます。

以上で承認第3号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

#### 議長（加藤保郎君）

続きまして議案第27号 工事請負契約の締結について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 亀井孝年君。

#### 上下水道課長（亀井孝年君）

それでは、私のほうから議案第27号 工事請負契約の締結についてを説明させていただきます。

議案つづりの8ページをお願いいたします。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1. 契約の目的は、下水道管渠改築第2期工事。2. 契約の方法は、条件つき一般競争入札。  
3. 契約金額は7,668万円。4. 契約の相手方は、岐阜県可児郡御嵩町比衣433番地、株式会社御嵩重機建設代表取締役 吉田廣美です。

資料つづりの14ページをお願いします。こちらのほうには工事請負仮契約書の写しが、次の15ページには入札執行結果公表一覧表がつけてございます。

次の16ページには工事場所の位置図がつけてございます。第2期工事といたしまして、大庭台地内の中央部の下水道管の管渠内面被覆工を799メートル、取り付け管改築工を3カ所、人孔改築工を20カ所予定するものでございます。お目通しのほど、よろしくお願いたします。

以上で議案第27号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

#### 議長（加藤保郎君）

ここで暫時休憩をします。再開は9時35分とします。

午前9時25分 休憩

---

午前9時35分 再開

議長（加藤保郎君）

休憩を解いて再開します。

---

#### 議案の審議及び採決

議長（加藤保郎君）

日程第4、議案の審議及び採決を行います。

承認第1号 平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第1号 平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

---

議長（加藤保郎君）

続きまして、承認第2号 御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第2号 御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

---

#### 議長（加藤保郎君）

続きまして、承認第3号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第3号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

---

**議長（加藤保郎君）**

続きまして、議案第26号 平成26年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第26号 平成26年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

**議長（加藤保郎君）**

続きまして、議案第27号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第27号 工事請負契約の締結について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（加藤保郎君）

日程第5、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題といたしました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

議長（加藤保郎君）

以上で、本臨時会に提出されました案件は全て終了しました。

ここで、町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

5件の案件について議了をしていただきました。まことにありがとうございました。

短時間ではありましたが、今後とも皆さんの御理解をいただきながら、よりよい町にしていこう努力に努めてまいりたいと思えます。

30日、あさつてになります、総務省から来ておみえになります高原副知事が御嵩に足を運んでいただくことになっております。町並みを見ていただきながら亜炭鉱廃坑の調査坑を見ていただくという予定であります。

私も町長になりましてからこれで7年になるんですが、そのときに感じたことは、行政の担当者は当然、被害が出たような箇所については確認をしながら復旧をしていったわけでありませんが、少なくとも政治家の方々は一人として見ていただけていなかったということに思いが至りました。一人でも多くの方に、特に被害が出た場合には見ていただく、そこから物事が始ま

っていくんではないかということから、ある日落盤が起きまして、知事に、ぜひ30分私に時間をいただきたいとお願いをしまして、現地を見ていただきました。それ以降、大きな陥没が起きるたびに、国会議員の岐阜県4区に関係した皆さんは必ず現地へ足を運んでいただき、現状を見ていただくということを繰り返してきました。

今回、御嵩町に大変大きな予算をつけていただいたわけですが、いろんな準備をしておる中、自分の目で見られた方々がいかに御嵩町を危険な状態にしておいてはいけないと感じてくれたかということかなと思っております。

高原副知事におかれましても、いずれまた総務省にお帰りになるわけですので、しっかりと説明をしながら、こちらの希望を伝えていきたいと思っております。

また、これで連休明けますと、もう既に6月の準備に入ります。6月定例会の準備に入るわけですが、5月1日からは、今度はクールビズが始まります。これが始まって以降、どうも日本の四季というものが失われていったのではないのかなという気がしております。春も短く、秋も短く、両極、熱いか寒いかという、日本の一番の特色がだんだん失われていった、そんな気がしてなりません。そういう意味では、御嵩町が環境モデル都市にしっかりと取り組むことによって、日本が、また地球上の国々がこうした問題に真摯に取り組んでいただけるような、そんな流れを先頭に立ってつくっていったらなということを考えております。

先週はベトナムからも同じような山の状態を視察に来られました。御嵩町の事業について大変興味深く視察をされたようであります。これもJICAの職員が山林の維持・整備についてインターネットで調べたら、御嵩町がヒットしたということから実現したようであります。これからは、そういう意味では、御嵩町単体の自治体でよくなればいいという考え方よりは、いろんなところでこうした事業の紹介をしながら取り組んでいただけるように頑張っていきたいと思っております。

連休中、お出かけになる方も多くあるかと思っておりますけれども、ぜひ事故などには気をつけていただきまして、連休明けからまた6月の定例会の準備にしっかりと取り組みたいと思っておりますので、よろしく願いいたしまして、本日の私のお礼の言葉とさせていただきます。御苦労さまでございました。ありがとうございました。

---

## 閉会の宣告

議長（加藤保郎君）

これをもちまして平成26年御嵩町議会第2回臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

午前9時47分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員